



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	私的所有権の存立構造
Author(s)	唐渡, 興宣; KARATO, Okinori
Citation	経済學研究, 53(1), 1-26
Issue Date	2003-06-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/6005
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(1)_p1-26.pdf



私的所有権の存立構造

唐 渡 興 宣

1. 私的所有論の問題点

私的所有それ自体は自明なことのように見える。だが、自明なものこそ、その近きゆえに最も遠きものでもある。私的所有が法的範疇であるということは自明なことである。問題はそれの経済学的な解明である。法的解明ではなく、この経済学的解明という難問が私的所有を近くて遠きものにしてている。私的所有を自明視することとは、私的所有をそれ以上問われることのない究極的なものとして経済学的前提に据えることになる。例えば、商品の価値形態を説明する際に、商品所有者の欲望を持ち出して価値形態を説明する周知の宇野理論があるが、ここでは商品所有者というのが説明もなく突然、経済的論理の展開の前提として登場してくる。これだと経済的論理は法に依拠することになり、転倒した議論になるということは誰にでも解ることであろう。しかし明示的であれ、非明示的であれ、法を経済的前提にして経済学を説く論者は実に多いというのが実状である。

実際、私的所有を経済学的に解明したものを私自身見たことがない。私的所有を経済学的に解明したものは皆無であるというこの主張を奇異に感ずる人は多いはずに違いない。というのも、経済学の立場から自分こそは私的所有を解明したのだと主張する人は多いはずだからである。だが、その多くの方は、経済学的に解明したはずのものが、実は法学的な説明なのだということに気づいていない。そこには法的説明が密輸入され、それが私的所有の経済学的説明であるとされているのである。法的諸関係は経済

的諸関係の表現にすぎないにも関わらず、経済的諸関係の前提として法的関係を先行させて説明しているというのが実状である。

この点で所有論に関して精力的に発言されている林直道氏に登場願おう¹⁾。林氏は「経済的関係としての所有」と「法的概念としての所有」を区別し、「経済的関係としての所有」によって私的所有を経済学的に解明したのだと自負されている。林氏の所有における二つの区別を便宜上、「所有Ⅰ」（「経済的関係としての所有」）、「所有Ⅱ」（「法的概念としての所有」）として区別しておこう。

「所有Ⅰ」：「それ（所有のこと—唐渡）は単に狭い法律概念としての所有あるいは所有の法的形態の範囲に限られたものではないということである。いうまでもなく『所有』とは抽象的にいえば、特定の間が何らかの物を自分のものとして自由にするを意味している。つまり、『所有』には何らかの物に対する特定の間（所有者）の権利が含まれている」（以下、林と略記。林、88頁）

「所有Ⅱ」：「権利を明文化して確認し、これに社会的拘束力を与えたものは法律である。したがって、『所有』の問題はまさに法律の領域において、ひととき鮮明な姿で表現され、人々に認識されるようになるのは当然である」（林、89頁）

「所有Ⅰ」において述べられた「経済的関係としての所有」は所有を経済的所有として経済

1) 林直道『史的唯物論と所有理論』、大月書店、1974年。

学的に説明したものであるらしいのであるが、どのように見ても、所有に関する法的説明以外のなにものでもない。それは物に対する排他的意志支配のことであって、それは「私のもの」ということのトウトロギーにすぎない。すなわち法的なものとしての私的所有を法的に説明しているにすぎないのである。こうした定義²⁾は「法実証主義の考え方であり、特に法律家によって愛好されるものである」（以下、川島と略記。川島、四頁）

「所有Ⅱ」における「法的概念としての所有」は法律という形態で社会的に承認され、「ひととき鮮明な姿で表現され、認識される」ようになったものである。「所有Ⅱ」の前提に「所有Ⅰ」があることは明白で、違いは法律という形態を受け取っているのかどうかの違いである。それは法的所有の説明の上に法的所有を積み上げていくにすぎない。いわば、それは前法律的なものを土台として法律的なものを展開しているのであるが、この前法律的なものも法的概念なのであるが、それを経済的なものとしているのである。この前法律的なものを法律の前提に置くのは法学の伝統に属するものである。この点で、川島氏が近代的概念法学の始祖たるサヴィーニ二について述べていることが参考になる。

「彼は法律に先行する所有権の存在をまず承認し、法律はただこれを調整するにすぎないのだということを、極めて正当にも認めているのである」（川島、同上）。

法律に事実に先行する所有権というのもやはり法的なものであって、林氏はこれを経済的な概念として主張しているにすぎない。林氏はこれを私的所有の経済学的解明と思っているようである。ここで明確な自覚が必要である。私的所有の存立構造の解明は法的には不可能であるということである。それは法を法でもって説くというトウトロギーに陥るのである。私的所

有を法的に説明しようとするれば、法的権利から出発せざるをえず、以上のような論理構造にならざるをえない。結局それは権利の世界、法の世界を巡るだけに終始することになる。それはブルジョア社会においては、法の世界と経済の世界とは分離しており、経済の世界から分離された法の領域でもって所有論を語ろうとするれば、法を法（または法律）でもって語るしかないのである。いかに抽象的な権利をもってこようともそれは法的範疇なのである。「所有Ⅰ」の説明において『「所有」にはなんらかの物に対する特定の間人（所有者）の権利が含まれている』ということの説明しているが、これが法的範疇を用いた法的説明なのであるということを理解しないかぎり法を経済だと強弁するしかないことになる。

こうした事が生じるのはブルジョア社会では経済と法が分離しており、法と分離された経済の領域というものが何であるのかということが曖昧にされていることに基づく。経済の世界は生産における人と人との関係が物象と物象との社会関係として現れ（生産関係の物象化）、この物象的諸関係が人々から自立し、それが人格性を持った自律的主体として展開する（物象の人格化）場面のことである。そんなことはいわれなくとも解っているわい、という返事が返って来そうであるが、ここが重要なのである。物象的諸関係が自立化し、主体となるということは、物象が主体として人格化されて現れてくるということである。これが「物象の人格化」である。すなわち生産関係はその素材的担い手としての物において自立化する（生産関係の物象化）だけでなく、その物象が人格性を持ち、主体として現れてくる。商品、貨幣がそうした主体性を持って登場してくるのである。したがって人間はこの主体化された物象に従属するものとして現れる（「人格の物象化」）。経済の世界はこうした転倒された社会なのである。

人と人との関係が物と物との関係として現れてくるということを「人格の物象化」として理

2) 川島武宣『所有権法の理論』、岩波書店、1949年。

解しているならば、以上のことは理解できなくなる。私もかつてそのように理解していたことがあることを告白しておこう。かつての私の理解でいえば、「物象の人格化」は物象の運動の担い手としての商品所持者のことと理解していた。「物象の人格化」として語られている内容を物象に規定された人間のことだと理解すれば、その人間は物象の運動の担い手として商品所持者ということになり、経済的関係を直接担う人間としてそれは経済的範疇に属するのではないかと暗黙に理解していた。したがってこの商品所持者がなす行為は経済的行為として理解されることになる。ここに躓きの石があった。商品所持者のなす行為を経済的行為として理解すれば、商品にその意志を宿す行為も経済的な行為として理解されることになる。法的範疇を経済的範疇と見なす立場もここから生じることになる。

経済の領域とはあくまでも物象が人格性をもった主体性として現れ、人々の意志から自立した世界である。物が人格性を持つと言っても、物が独りで動き出すわけでもなく、物象はその運動を展開していくうえで、物象の運動の担い手の意識と行為を借りてその運動を実現していく。したがって商品、貨幣などの諸物象は運動の担い手を含んだ概念である。所有を成立させる諸物象の運動の概念的把握が所有論の基礎、内容を与えるものである。この自立的な物象の運動に即して、したがって経済の世界に即して考え抜くという事が所有を経済学的に解明するということである。この経済の世界に対立するのが法の世界である。それは物象の運動の担い手としての人格が主体として現れる場面である、この人格は法的世界に属するのであって、彼はここでは始めから、法的主体、権利の主体として登場する。したがって、彼が法的権利を最初から主張するのは当然のことである、それを法的というのは物が主体として登場する世界と人の意志が主体として登場する世界の峻別を無視することである。それは経済の世界を

どこまでも物象的世界に即して考え抜くこと、その世界は人の権利ではなく交換価値が支配する世界であるということを示すことを放棄した知的怠慢に他ならない。私的所有を解明ということは、法、政治、道徳、国家という人間活動を多様に規定する諸領域と対立する経済の領域がどのように形成されるのか、という問いを伏在させているのである。すなわち社会構成体はどのように形成されるのかという根源的な問いがそこにはある。

林氏は「所有」とは「抽象的にいえば、特定の人が何らかの物を自分の物として自由にする事」であり、「『所有』には何らかの物に対する特定の人(所有者)の権利が含まれている」と主張される。ここで「所有者」という「特定の人」を持ち出して所有を説明しているのであるが、所有者は所有を前提にしているのであるから、所有を説明するとき所有者を持ち出す論法は論外である。所有の説明に所有者を持ち出すのであれば、所有者の説明には所有を持ち出すという論法にならざるをえない。このことはさておいても、ここで述べられている所有が法的所有の前提となる「経済的關係としての所有」の説明なのであるが、これは私的所有以外の何ものでもない。私的所有は人と人の関係から分離された人と物との関係として現れてくる。どうしてそのような現れ方をするのかということは後段の議論に委ねることにするが、私的所有は、この分離され孤立化された人と物との関係という抽象的在り方において現れるがゆえに、超歴史的に妥当するかの如く現象する。それは社会から個別化され、独立した個人の意志から発する権利(法的概念だということをお忘れなく)として妥当しているのであって、それを「抽象的にいえば」林氏のような主張として定式化しうるのである。すなわち私的所有は様々な諸関係から分離された人—物関係として抽象的な在り方においてしか現れて来ないのであるから、そのような言い方にしかならないのであるが、それを林氏は経済的所有と信じて疑

っていないのである。

私的所有は人と物との関係として現れてくる人と人との関係（法的関係）の基底にある物象的關係（経済的關係）と、それを成立させる人と人との生産諸関係（経済構造）をこそ林氏は問題にすべきであった。林氏は法的関係が経済的關係の法的表現にすぎないというマルクスの指摘を充分承知しておられる。では林氏はどのように経済的諸関係によって私的所有を基礎づけるのであろうか。

「所有関係が生産関係の『法的表現にすぎない』とされているが、『所有』はもともと法律的概念であるというふうに結論すべきであらうか？ いやそうではない」（林、90頁）

「我々が本書で論じる『所有』とは、このような事実関係として存在するところの所有である。ところで、事実関係として存在する所有とは、いいかえれば、生産関係・経済関係としての所有に他ならない。一定の所有形態は、まず、特定の生産関係として、社会の経済的土台の内部に発生する。それが上部構造に反映し、所有に関する特定の法的観念、特定の法律そのものとなって、結露するわけである」（同上、90頁）

「所有権は生産関係によって作りだされるのであり、そうだからこそそれぞれの時代においてその時々を生産関係に適合するものが公正として認められてきたのである。社会的な生産過程こそ、所有関係が本源的に形成される場所なのである」（同上、92頁）

「事実関係として存在する所有」、「特定の生産関係として、社会の経済的土台の内部に発生し」、「生産関係から作りだされ」、「生産関係に適合」するものを林氏は経済的所有であると、それを法的的所有と区別されている。林氏が「生産関係から作り出され」、「生産関係に適合する」ものを所有と定義することにはなんら問題はない。だが、これを経済的所有とし、この所有の上に更に法的概念としての所有を構想することにどのような意義があるのであろうか。林氏が「生産関係から作り出される」もの

として定義する経済的所有こそ法的概念としての所有なのであるが、これを経済的と称することによって経済が法を規定するという論理を一貫させている積もりなのである。だが、これは結局、所有を所有でもって、権利を権利でもって説く論理となっている。これは結局、法の領域において所有を説明することからくる必然的な帰結なのである。林氏は経済の領域において説いているつもりでいるのであるが、それは法の世界を堂々巡りしているだけのことなのである。

以上のことはさておいても、林氏はどのように所有が生産関係、経済的關係から作り出されると考えているのであろうか。林氏はこのことに答える義務がある。もし、生産関係から所有が規定されるならば、あらためて法的所有について展開する必要はないことに気付くはずである。生産関係から作り出された所有は法的に整備されていなくとも法的所有なのである。確かに、経済的諸関係が法的関係に論理的にも事実的にも先行する。事実的には、既に為されたこととしての経済の先行性を言うのであるが、そこで発生する意志関係がたとえ制定法として整備されていなくともそれは法的関係なのである。したがって、林氏がいうところの経済的所有がどのように生産関係から作り出されるのかを示すことで充分なのである。

問題はここから始まる。所有はどのように生産関係から作り出されるのか。従来の議論は生産関係の関与を指摘するだけで、それ以上のことは何も述べていない。所有は生産関係から作り出されるとか、生産関係を基礎にしているとかという主張でもって所有の存立構造の解明に替えているのである。先に私は私的所有を経済学的に解明したものを見たことがないと言ったが、それは生産関係から私的所有を説明したものに遭遇したことがないということである。林氏にあっては、所有はどのように「生産関係から作り出される」のであろうか。林氏にあっては所有は生産関係から作り出されるはずのも

のであった。だが、林氏はその論点を大きくすり替える論理を展開しはじめる。それは以下のような展開となっている。

- ①「これまでわれわれは……所有とは『生産関係の総体』、『生産の社会的関係のすべて』にほかならず、『生産物の生産と取得』の包括的關係であることを強調してきた」
- ②「ところでこの所有関係＝生産関係において、基軸的な地位をしめるのは、いうまでもなく生産手段をだれが（社会の全員がかそれとも特定の間人集団・階級がか、等々）所有するかの形態である」
- ③「この生産手段の所有形態……こそは生産関係の基本的な型を決定するものである。社会的生産関係とは、社会的生産過程における人間と人間との社会的関係のことであるが、それはすぐれて生産手段の所有を巡っての人間関係であり、すなわち社会的生産過程における《生産手段所有者と直接的生産者との関係》のことにほかならない」（以上の引用は林、96～97頁）

所有は生産関係から作り出されるという論理が、①では、所有とは「生産関係の総体」のことだとされる。それは②においてはより一層明確に所有関係は生産関係と等号関係で結ばれる同値の関係にされる。このままの主張であれば、問題は生じない。一定の条件のもとでは、すなわち所有が「生産関係から作り出される」ものとし説明された上であれば、所有は生産関係であるという還元主義的主張も容認できるというものである。しかし、「所有関係＝生産関係」という連関が③でいうところの生産手段の所有形態が生産関係を規定するという論理の媒介環にされる。かくして「生産手段の所有形態の基軸的意義」が与えられる。いまや生産関係が所有を作り出すのではなく、生産手段の特定の所有形態が生産関係を規定するという論理に転倒する。そればかりか「生産手段の特定の所

有形態が与えられると、それに対応して、生産物の特定の取得・分配形態が、したがってまた直接的生産者からの剰余労働の特定の『搾取様式』が展開される」（林、98頁）ものとなる。生産手段の所有が、したがって所有が一切を規定するものとなる。

林氏はソビエト経済学界における「生産関係の総体」説に対立し、所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」として取り扱う見解を支持し、自己の見解を「生産関係の総体」説をも総合するものだとされる。

いまや、論理は明らかである。生産関係から所有を説明するというのは口先だけのことであり、所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」として、そこから生産関係を規定していこうとしていることは明白である。生産手段の「特定の所有形態が与えられると」、それがすべてを決定する「基礎的の出発点的範疇」となるのである。ということは所有はそれ以上問うことのできないものとされているのである。この場合、生産手段の特定の所有形態はどのように規定されるのであろうか。これが資本主義社会であれば、生産の特定の所有形態とは資本家の生産手段の私的所有以外の何があるのであろうか。この私的所有はどのように規定されるのかは問わなくともよいのであろうか。「基礎的の出発点的範疇」であるから問うてはならぬことになろう。これだと従来の経済学は生産手段の所有から出発していないという点で致命的な欠陥をもつことになる。だが、特定の生産手段の所有形態から経済学が出發するとどのような帰結になるのであろうか。限りなく論理の先取りをすることは明白である。

林氏は所有の一般的規定とは、「所有イコール誰かが何かを自分のものにする関係」であるとされる。ここでいう「一人一物」関係こそ私的所有なのであるということに林氏は気付かれずに、所有の一般的規定において「もっと重要なのは『誰が』（所有の主体）の規定である」とされる。林氏は私的所有を密輸入して、それを所

有一般として規定し、その一般化された所有は基礎的、出発点的範疇なのであるから、誰がということが与えられるとすべてがそこから展開されることになる。資本家が生産手段を所有すれば、そこでの生産は資本主義的生産であり、その社会は資本主義社会ということになる。資本家が生産手段を所有すれば、そこでの生産は資本主義的生産となり、間違っても奴隷制的生産を展開しないのは彼が資本家であるからだ、ということになる。資本家は資本制的生産過程の人格的担い手として過程によって規定されるのではなく、資本家が資本制的生産過程を規定するものとなる。資本家が突如、天から降臨してきて、俺は資本家だと称する人間が資本主義社会を作り出すことになる。これだと現在の不況克服の目玉である起業家育成を推奨する財界の議論とかかわるところはない。所有は生産関係から作り出されるとした当初の主張となんと隔たったものであろうか。とはいえ、こうした生産手段の所有形態に基軸的意義を見出すのは林氏に限ったことではなく、むしろこれが正当派の見解だったのである。

以上のような論理展開の元祖は川島武宣氏であろう。氏は極めて正当な問題提起からその所有権法を展開されている。

「所有権を人と物との関係と考えることは所有権の観念型態に由来するところの、あるいは近代的所有権の特殊＝歴史的な構造に由来するところの、錯覚あるいは一面観である。それはあたかも『地代は社会からではなく土地から生ずるというフイジオクラットの幻想』に比せられるべきものである」(川島、8頁)。したがって「近代的所有権の本質はこの法的現象型態の背後にあるところの・この法的現象を作り出すところの・現実の歴史的な社会関係に求めなければならないのである」(川島、9頁)。川島氏は林氏以上に正確に問題の所在を突き止める。川島氏は、林氏が理解しているような所有一般を人―物関係において把握することは近代的所有権の法的現象形態をみているのであ

て、その背後にある本質を探究しなければならぬとされる。ところがその本質を求める段になると、林氏と同じように社会関係にではなく、生産手段の所有にその基礎的、出発点的意義を求める。「私的所有権は単純商品交換における場合のようにその個別的の商品交換において現実的に現れる……のではなくして、はじめから資本制生産・再生産の社会的前提としての・生産手段の所有と非所有との社会的対立。この社会的規模での対立が、所有権の私的性質の特殊＝資本制的な意義・本質である」(川島、29～30頁)。林氏の論理は生産関係に所有の根拠を求めるとしながら、生産手段の所有にその本質を求めていくものであって、それは川島の論理に瓜二つであり、戯画化である。

林氏の論理的帰結はいかなるものとなるのかを見ていこう。

「労働しない人間または人間集団が(東洋専制君主が、奴隷所有者が、封建領主が、資本家が、等々が)所有者であるならば、その所有は階級関係と剰余の搾取からなる諸タイプを形成するのである」(林、108～109頁)

ここで述べられている「所有」に林氏が所有の一般的規定とされている「誰かが何かを自分のものとする」を適用しても、「私のもの」として現象してくる私的所有の観念を適用しても、なんら異なるところはない。ここでの「所有」は私的所有と異なるところはない。所有は不変的で、変わるの「誰かが」というところである。「誰かが」というところに種々の人格を登場させているが、それはトウトロジーでしかない。例えば奴隷所有者をここで登場させているが、奴隷所有者が奴隷を所有すれば奴隷所有者である、奴隷所有者は奴隷を所有している者である、という以上のことはここでは語られていないのである。林氏は奴隷が存在しうるには奴隷の存在が可能であるような生産関係・社会関係が存在していなければならないということをおぼろげに忘れている。林氏にあっては奴隷制社会は奴隷所有者がまず存在していればよいのであ

る。

今までの歴史において、経済的社会構成体があいついで解体し、数々の王朝が転覆され、諸革命が成功したが、所有は所有者が交替するだけで古代から今日まで不変であったということになる。これが所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」とする立場の林氏の結論である。我々はここにスターリン的所有論の再興を見る。労働者階級＝党＝国家が生産手段の所有者であれば、当該社会は社会主義社会であるということになり、それが「ソ連型社会主義」正当化理論として君臨してきたことは周知のことである。これは法が社会の構成を規定するという転倒した論理に行き着くことは明白である。林氏や川島氏の論理はスターリン的所有論そのものである。この所有論が護教理論からソ連社会の構成の教導理論となるとき、歴史的悲劇が生ずることとなった。

問題は所有を基礎的、出発点的範疇に置く点にあった。これは法的概念ではない、経済的概念であると主張したとしても、この所有は何によって、いかにして規定されるのか、この論理は結局、法を法でもって説明することになる。したがって林氏の「所有は生産関係によって作り出される」という当初の主張に戻るようになる。林氏が所有の一般的規定として説明した積もりの「誰かが何かを自分のものにする」という所有は私的所有のことであった。この私的所有を生産関係から説明するという点、これが問われているのである。

所有論の展開は私的所有から始めるのが妥当であろう。というのも私的所有こそは歴史的に最も発展した所有の形態であるからである。それは資本主義的生産様式こそが歴史的に最も発展した生産様式であるということに対応する。私的所有が難問であるということはそれが商品の単純流通の場面で説かれなければならないという点にある。その上で資本主義的私的所有がとられなければならない。

単純流通という範疇は発展した資本主義的生

産様式のもとでのみ抽象しうるものであり、それはまた資本主義的生産様式の発展の産物でもある。だが、資本主義的生産様式は単純流通、したがって商品、貨幣を前提にしなければならぬ。これは、商品は資本の産物であるが、資本は商品を前提にして始めて説かれるということに対応する。商品から説くのは、資本は商品を前提としなければ説明できないが、商品は資本を前提にしなくとも説明できるし、また説明しなければならないということに基づく。単純流通において解明される私的所有はより根源的には資本主義的私的所有に媒介されているのであるが、さしあたりその媒介抜きに私的所有が説かれなければならない。その上で資本主義的生産様式へと進んで行かなければならぬ。

私的所有は特殊歴史的な所有の形態である。その特殊性は資本主義という独自の社会形態に帰因する。社会形態が異なれば、所有の形態も異なる。私的所有を明らかにすることは歴史的な所有の諸形態との相対化において認識するという点である。したがって所有の認識は社会のトータルな認識を必要とするばかりか、それを歴史の総体のうちに位置づけることを要求する。ここに私的所有の解明の困難性がある。

以上のことを前提に単純流通という場面において私的所有が解明されなければならない。しかし、単純流通において所有論を展開するのはパシュカーニス流の「市場における商品」の処分に求める流通主義だとする批判があることを我々は充分承知している。こうした批判に人はたじろぐ。所有論という重要な問題を単純流通のような次元において展開するのはいかにも軽薄な議論を展開するかのような印象を人々に与える。また、所有論といえば、持てる者と持たざる者との階級問題の解明に捧げられなければならないはずにも関わらず、単純流通における論理ではそのことが果たし得ないのではないかという印象を与えてきた。しかし、マルクスは私的所有論を単純流通において、とりわけ商品

論で展開しているのである。そのことをマルクスは明示的には述べていないので解りにくかったのも事実である。私的所有は法的概念であるので、経済学の範囲を超える問題であるが、しかしその経済的内容は展開されているのであり、その内容を示すことが、私的所有を経済的に解明するということである。

マルクスは『経済学批判。原初稿』³⁾の「5単純流通における領有法則の現象」においてそのことを果たしている。それは「自己労働に基づく所有」として現象する私的所有の存立構造の解明に捧げられているとあって差し支えない。そこでの基本的論理は私的所有を規定する経済的諸関係の展開であって、そのことは『経済学批判』または『資本論』で展開されているがゆえに、現行『資本論』ではあらためて説明する必要がなかったものとおもわれる。そこでなされている経済的諸関係の説明は同時に私的所有を成立させる土台の解明であった。それを読みとれなかったのはひとえに我々の怠慢に他ならない。

2. 私的所有の存立構造—何が私的所有を存立させているのか『経済学批判。原初稿』における単純流通における領有法則の展開—

マルクスは『原初稿』において私的所有の解明を「自己労働に基づく所有」から出発する。これは一見、流通からではなく、労働からしたがって生産過程から問題を提起しているかの印象を与え、流通主義という論難を排しているかのように見える。だが、それは現実的な労働、人々の生きた活動からではなく、自己労働に基づくという想定、観念から出発しているのである。自己労働に基づくという観念自体ブルジョア社会の産物である。ブルジョア社会にあって

は自己労働に基づくという観念を成立させている媒介過程は結果のうちに消失してしまっている。ブルジョア経済学にあってはそれはそれ以上遡及することのできない自明の前提として現れている。自己がなす労働を自分の労働として考える事ができるようになるには特定の社会形態を前提としている。何ものにも規定されずに最初から自分のなす労働に対して自己の労働として臨むような自由な主体は同時に自己に対して主体として臨んでいるのであって、このような主体はブルジョア社会における独立した人格が想定されているのである。ブルジョア経済学ではこの自己労働ということが社会形態に関わりなく行われているものと想定しているのであるが、それはすぐれて私的所有が既に成立している世界の出来事であるということが忘れられている。それは私的所有を成立させている同じ社会関係に媒介されているのである。

マルクスはこのできあがった表象、観念・仮象を出発点として、その媒介過程を追求する追思考(Nachdenken)という方法をもって問題に接近する。この方法こそは学問的思考の本質をなすものである。それはそのような仮象を成立させる内実としての社会的諸関係の解明となるはずのものである。自己労働に基づくものとして所有が観念される舞台、場面は「単純な流通・交換」の場面である。だが、自己労働に基づく所有を想定することは論理的背離に陥ることが理解されていなければならない。

交換過程とは商品の交換過程である。それがゆえに商品交換が始まるまえに商品がまず存在していなければならない。その商品は「その商品の占有者の労働から直接に生じたものとして現象し、労働が領有の本源的様式として現象する」(以下『原初稿』と略記。『原初稿』, 107頁)。だが、この商品の本源的領有過程は流通の場面では消失しており、流通の彼岸に横たわっている。「しかし、この流通において他人の持っている等価物は流通に媒介されてのみ、したがって自分自身の持っている等価物の譲渡に

3) マルクス資本論草稿集③『経済学草稿・著作 1858-1861年』, 大月書店, 1984年。

媒介されてのみ領有するのであるから自己労働が本源的な領有過程として」(同上, 107頁) 想定される。いかにしてかれらが労働を通じて商品の所有者となったかは単純流通の場面では考察されないが、「流通の立場からすれば、流通に先行する領有過程が労働による領有として現象するのは必然的である」(同上, 109頁)。

出発点における商品は自己労働に基づいて領有されたものだと想定、観念されたものである。それは流通の立場、その帰結から導出されたものであるが、それが流通の前提に置かれる。流通の結論として導出されるものがその立論の前提に置かれるのであるから、自己労働に基づく領有という想定は自己撞着なのである。

労働が同時にその生産物の領有過程であるという了解の仕方には労働一般と商品生産社会における労働との同一視がある。商品生産における労働が歴史的に規定された労働ではなく、労働一般として理解されている。自分の労働として観念される労働は特殊な社会に属する労働であるにもかかわらず、普遍的なものとして考えられているのである。こうした表象・観念の産物としての自己労働に基づく領有ということは自明なことであり、この自己労働に基づく領有を出発点として単純な流通・交換を分析するならば、この「自己労働」は異なった相貌を示す。

★「流通が示すのはただこの直接的領有が一つの社会的操作を媒介として、自己の労働に対する所有を社会的労働に対する所有に転化させる仕方だけである」

(同上, 109~110頁)

自己労働が流通・交換を媒介にして社会的労働に転化する。自己の労働に対する所有が社会的労働に対する所有に転化させる媒介過程こそ私的所有を成立させるものである。これが私的所有の成立の核心をなすものであるが、この問題を巡ってマルクスは同じことを何度も繰り返す錯綜した論理を『原初稿』でもって展開している。マルクスは自己労働の成果に対する所有こそがブルジョア社会の根本的成果であるとし

ながら、「この前提はそれ自身、交換価値が生産関係と交易関係との全体を支配している経済的關係であるという前提にもとづいているから、それ自身ブルジョア社会の歴史的産物、すなわち交換価値の発展している社会の産物」であるというように前提が結果に転換される。それは結果、成果から考察しその根拠に行き着く追思考という方法の適用の成果である。

★「自己労働による商品の領有が第一の必然として表現されるとすれば、自己労働による生産物をひとまず交換価値として定立した上で、そういうものとしてそれを再び諸個人にとっての使用価値に転化させなければならぬ社会的過程は、第二の必然として表現される」 (同上, 113頁)

★「流通とは自己の生産物が交換価値(貨幣)として、すなわち社会的生産物として定立される運動であるとともに、社会的生産物が自己の生産物(個人的な使用価値、個人的な消費の対象)として定立される運動でもある」 (同上, 113~114頁)

以上のことは同じことを巡ってのべられたものである。自己労働にたいする所有が流通における「社会的操作」を媒介にして社会的労働の産物、「交換価値」、「社会的生産物」に転化する。それを媒介としてその生産物は「自己の生産物」に転化する。自己労働に基づいて領有された商品として事実上私的所有から出発しながら、その商品が交換価値に媒介されて自己に属するものとして定立される。すなわち自己労働に基づいて自己に属するものとして当初前提されていたものが再現される。直接的に自己労働によって自己に属するとされていたものが実は媒介されたものであることが示され、その媒介を通じて自己に属するものとして再現される。この媒介過程を捨象すれば、当該生産物は自己労働に基づくものとして直接的に現象する。以上のことは直接的なものが媒介されたものであることを示している。

以上の媒介過程はいかなるものであろうか。

まず、出発点として手許にある商品は自己労働によって直接領有されたものとして想定されていた。だが、これは非使用価値としての商品であるが故に商品所持者は自己の商品を手放して自己にとって使用価値たる他人の商品を領有する。これが第二の領有過程であり、この過程が問題の媒介過程である。この自己にとっての使用価値を領有＝取得する過程が単純な流通・交換の過程であって。私的所有はこの領有＝取得の過程における関係に媒介されるものであった。

『経済学批判。原初稿』の以上の媒介過程の理解は後の『資本論』を知っているものからすれば、ならん困難はない。交換関係に置かれた商品を自己労働に基づくものとして想定したとしても、それは自己にとっては非使用価値であり、生産者と生産物の間には直接的関係はなく、非使用価値であるから無意味なものである。この非使用価値たる生産物が他の生産物との関係において交換価値として定立され、その使用価値は交換価値の能動的担い手としては交換手段となる。それ自体としては単なる使用価値であったものが、交換価値（同等性関係）を成立させる素材的担い手となり、交換関係という側面からすれば、それは交換手段としての規定性をうけとる。それは自己にとって使用価値たる他人の使用価値を領有＝取得する手段となる。物と物との自立的社会関係が成し遂げるのはここまでである。

ここから人が登場する。交換手段となることによって非使用価値たる生産物は有意味性を獲得し、直接的には関係のなかった生産者とのあいだに有意味的關係が定立される。生産者は交換価値を担ったこの生産物に対して始めて自己に属するものとして関係する(sich verhalten)。関係する(sich verhalten)とは文字通り自己にとって有意味的關係のあるもの(自己にとってのもの)として再帰してくることであった。関係とは自己から発し、それが自己にとってのものとして折り返ってくるような再帰性のことで

ある。生産者は当の物を自己に属する物として、それに意志を置き入れる主体として登場する。この自己に属するという事が相互に承認される。これが私的所有である。この交換という場面における意志関係(法的関係)によって成立するのが私的所有である。所有は当該社会における社会的承認を受けることによって始めて成立する。

使用価値が交換価値の媒介を通じて交換手段という独自の社会的規定性を受け取る。交換の当事主体にとっては自己にとって非使用価値であったものが交換手段として現れることによって主体は自己の意志を置き入れる権利主体、排他的意志支配の主体として、すなわち意志関係を形成する主体として登場する。当該主体は意志的行為の法的権利主体、これから始まるであろう交換過程の人格的担い手として登場する。人格は法的人格としてのみ登場する。ブルジョア社会ではすべて人は人格として法的規定性を受けて登場する。こうした社会的規定性を受けない単なる人、人間という存在は社会の外においてしか存在しえない。このことを媒介したのが物象と物象との自立的関係である。だが、当該主体はそれが物象的關係によって媒介されたものであるということには無自覚であり、法的権利主体にとっては預かり知らぬことであった。むしろ自己が媒介されたものであるということについて無関心であるどころか、諸生産物の交換は自分達の意志行為によって始めて成立するものであると自惚れる。

人々は現実には生産物を同等なものとして(経済学的には、諸価値として)相互に等値しているだけであって、自らが何をしているのかについては知らない。

「彼等は彼等の相異なる種類の諸生産物を交換において諸価値として相互に等値することにより、かれらの相異なる諸労働を人間的労働として相互に等値する。彼等はそれを意識していないが、彼等はかく行うのである」⁴⁾(以下、『資』と略記。『資』, 175頁)

労働における人と人の関係(=商品生産における一般的生産関係)を媒介する諸物象の社会的関係は人の意志とは無関係な自立的関係であり、この物象的關係に対して意志関係は外面的である。ここでは物が担う自立的關係が物に社会的規定性を与えているのである。価値關係を内蔵した交換關係に置かれた物が交換価値に媒介され、交換価値に包摂されることによって交換手段としての規定性を受け取るということには人々は無自覚であり、それは始めから他人の生産物を領有=取得する手段として現れている。それは主体の意志を実現する素材的担い手として存在することになり、それに対して人は自己の意志を置き入れる主体として現れ、この法的権利主体にとっては彼の意志がこれから始まるであろう過程の出発点における起動力として現れる。物象的關係がかれを法的主体にしたのであるが、彼の意志行為が生産物を交換關係、交換過程に置くものとして現れる。ここには主体の転倒が生じ、この転倒において私的所有が成立する。

「これらの物を諸商品として相互に連関させるためには、商品保護者たちは、自分の意志をこれらの物に宿す人格として、相互にふるまわなければならない。かくして、一方の人格は他方の人格の同意をもってのみ、つまりいずれも、両者に共通な一つの意志行為に媒介されてのみ、自分の商品を譲渡することによってのみ他人の商品を吾がものとするのである。だから彼等は、相互に私有権者として認めあわねばならぬ。この法的關係は、一その形式は、法律的に発達していてもいなくても契約であるが、一そのうちに經濟的關係が反映している一つの意志關係である。この法的關係または意志關係の内容は、經濟的關係そのものによって与えられている。諸人格は、ここでは商品の代表者として、

したがってまた商品所有者として、相互的にのみ実存する」(『資』, 191頁)

以上の意志關係という基盤の上で私的所有はまずもって自己に「属する」ものとしてその意志を置き入れる権利主体の意志行為によって成立する。それは「自分の意志をこれらの物に宿す諸人格として、相互に振る舞う」ものであり、他者の意志を排した關係行為であり、ついでそれが相互的承認によって私的所有者として社会的に承認される。諸商品の運動の担い手である人格という範疇は法的範疇なのであって、決して經濟的範疇ではないのである。

「その意志が自分達の商品にしみこんでいる人格として相互に承認しあうのである。したがってさしあたりここに、人格という法的契機(juristisches Moment) またそこに含まれているかぎりでの自由(Freiheit) という法的契機が入ってくる」⁵⁾ (『要綱』, 279頁)

私的所有者として商品に自己の意志を置き入れる主体と商品交換を担っていく人格は同一構造の上に成立するものであって、人格という範疇それ自体が法的範疇なのである。私的所有はこの権利主体としての法的な人格を前提、出発点におく。それは媒介を欠いた直接的に法的世界である。こうした法的世界において私的所有を成立させようとするれば、徹底的にその意志を貫徹させる力(Macht)に依拠するものとして現れる。それは実力を通して貫徹されるものでなければならない。もし人あって、自分の意志を「物に宿す」行為を經濟的、事實的な所有、經濟的所有とし、それが制定法としての法律によって確定されるものが法的概念としての所有であるとすれば、法的概念としての所有は法律に依拠し、法律によって根拠づけられるものとなる。それは法律をすべてとする法実証主義である。それは法律をすべてとする法実

4) K. マルクス『資本論』長谷部文雄訳, 青木書店, 1952年。

5) マルクス資本論草稿集①『1857-58年の經濟草稿』第一分冊, 大月書店, 1981年。

証主義ならともかく、経済学のなすべきことではない。「それは積極的に、所有権についての実質的な考察や分析を回避し、国家や国家法の權威によって現存の秩序を基礎づける」(川島, 4頁)という弁護論に墮すものとなる。

私的所有は法的なものであるという主張自体は正しいものであるが、さりとてことさらに強調する必要のない陳腐なものである。しかしそれを強調するだけで法的関係に内容として反映する経済的関係の展開がなければ、それは私的所有の解明をなしたことにはならないのである。それは私的所有は法的には解明できないものであるということ忘却する。それは結局、法的説明(生産手段の所有)に逃げることによって説明することになる。法を法でもって説明することになる。

私的所有という所有形態は物象と物象との社会的関係における人と人との意志的法的関係によって成立するものである。この物象の社会的関係は相互に自立的な諸労働を媒介するものであって、この「商品生産者達の一般的・社会的生産関係」(『資』, 182頁)は物象的關係に化体する社会的諸労働における人と人との関係を基底にもち、それによって形成されたものである。社会的諸労働に人と人、その生産者と生産物との関係における人と物、これらの社会的生産過程における諸契機は当該商品生産社会では、相互に分離され、相互に自立的である。これらの相互に分離していた諸契機を交換関係、したがって交換価値が媒介者として自立化し、それが支配する統一として、包摂し、相互に外的ではあるが関係づける。物と物とは交換価値に媒介され、包摂され、交換価値を質料的に担っていく物として、交換手段としての規定を受け取った。物が社会的労働の質料変換を担っていく契機に組み込まれる。この物と物との社会的関係が媒介され、物と人との有意味的關係が形成され、かくしてそれを生産した労働も社会的分業の環たることを実証するものとして、すなわち他人の生産物を領有する手段としての有

意味性を獲得する。労働の生産物が有意味性を獲得するということはそれを生産した労働も有意味性を獲得することになり、商品生産者とその労働も有意味性を獲得し、その労働は商品生産者に属する労働として意味をもち、自分の労働は私的労働として接合される。当初、自己労働を過程の出発点に置き、それを前提としていたが、それは私的労働として措定されることになる。分離していた諸契機が交換価値に媒介されて外的にはあれ、関係づけられ、交換価値のもとに包摂・総合される。

生産と交換という社会的過程を媒介し、支配し、統一する自立的主体が交換価値である。諸商品の交換は交換者達の意志、予見に関わりなく変動する交換価値にしたがって行われる。他方で、相互に独立して営まれていた私的諸労働も交換価値にしたがって絶えず、それらの社会的・比率的尺度に還元され、社会的労働の配分が行われる。社会的な総労働が交換価値にしたがって遂行されるものとなる。まさに生産と交換とが交換価値にしたがって遂行される。その意味において交換価値＝価値という抽象が社会的過程の全体を支配するのである。相互にバラバラで分離している諸契機を支配する、統一として包摂する主体が私的所有を成立させているのである。すなわちこの包摂的主体に媒介された人と人との関係(法的関係)が私的所有を成立させている。

所有論の根本問題は何が当該社会的生産過程における支配する統一としての包摂的主体であるのかを把握することにある。この点の自覚的展開のない所有論はなにを展開しているのかということについて、本当は何も知らないということ暴露するものである。

自己労働による直接的な領有はなるほど領有ではあるが、所有ではない。領有が所有になるには社会的関係に媒介されなければならない。すなわち領有における人と人との関係、そこでの社会的承認が所有を成立させる。個人が社会から孤立して自分の生存手段を自分で生産するとい

う自給自足の場合には、個人の生産は何ら社会的な性格をもっていないし、彼の生産物もなんら社会的ではない。それは社会的生産物として承認されることはない。そもそも社会的接触のないところでそうした承認はありようがない。したがって彼は領有＝取得はするが私的にそれを所有するということはない。それが自己労働（これは結果を先取りした表現であるが）によって領有されたものであったとしてもそれが私的所有の対象となるには交換価値に媒介されなければならない。すなわち、交換価値を持たないものを私的所有の対象にするということがどんなに無意味なことであるのか、自ずと了解されるであろう。

3. 人物関係として現れる私的所有一物権と債権との分離一

私的所有は物に対する直接的関係からではなく、物と物との交換関係において物が価値物として構成されるという回り道を通じてであった。この物と物との関係に媒介された人と人との法的関係において私的所有が成立しているのであって、私的所有が関係であるというのもこの特殊な物象的關係のことであって、この関係の歴史的な独自性が私的所有を特殊な所有形態にしているのである。

私的所有の基底に交換価値があるということは私的所有がいわば価値所有権において成立しているといって差し支えない。しかし商品の価値は超感性的な社会的な存在であるがゆえに、価値所有権という範疇は法的には語りようがないが、それは私的所有の存立構造を示すものとしては妥当なものと考えられる。私的所有は手で掴みうる交換価値の素材の担い手としての物についてのみ語りうるものである。私的所有が価値所有権において成立するということは、何を所有するかではなく、幾らに値する物を所有するかが決定的な意義を有することを意味する。

私的所有は商品の交換価値が何であるのか、それはどのように現象してくるのかを解明して始めて語りうるものである。私的所有を経済学の理論的展開の前提にしているものをよく見ることがあるが、こうした論法がまかり通ってきたのも私的所有の経済的内容を展開してこなかったことにある。価値表現を通じて自己を相対的価値形態、価値物として商品が自己を構成すること、労働における社会的連関が労働生産物に社会的性格、すなわち価値対象性を刻印づけること、これらは物が自立的主体として物相互の関係において成し遂げたことであった。これが基底として私的所有を成立させているのである。

以上の点を明確にするために、価値所有権という言葉を使用した。それは、私的所有は法的範疇であって、価値所有権というようなあたかも経済的所有を容認するかのごとき規定には批判があることを充分に承知してのことである。法的関係に論理的に先行する経済的内容を充分展開した上で、法的表現を借りて経済的内容を展開するということは充分ありうることである。後に、資本主義的私的所有という概念をもちいるが、そうした法的範疇も本来ありえない。だが、資本主義的生産という経済的内容を説明する上で、そうした法的範疇を用いるということは決して非難されるべきことではない。法的範疇としてしか現れない所有の法的説明においては廃棄されるべき運命にあるとはいえ、以上のことを自覚していれば、それは媒介環として役立つものである。

価値所有権という範疇が意味をもつのは、貨幣によって媒介される商品流通という場において私的所有を考察するときである。商品流通を法的に表現すれば、以下ようになる。商品の販売において商品所有者は商品の使用価値を手放すが、価値は手放さない。したがってそこにおいて販売者にあつてはその同一価値額の貨幣を要求する権利（債権）が発生する。他方購買者にあつては、一定額の貨幣を手放すが、その

価値は手放さず、その価値額を体現している商品を要求する権利を主張する。債権は価値所有権の発現である。我々は商品流通における姿態変換を誰にも解りやすくするために、また交換価値を顕在的に示すために以上のような法的表現を借りてきて述べるといことが充分ありうるのである。

以上の価値所有権の発現として、債権が発生すると述べたのであるが、ここで所有権は物権と債権へと分裂する。すなわち、交換関係において、私的所有権が成立したのであるが、この交換関係は同時に契約関係（債権・債務関係）を伴う。人の物に対する関係と、人と人との関係がここで分離される。私的所有は人—物関係としてのみ現れ、人と人との関係は契約関係（債権・債務関係）へと移譲され、峻別される。この契約関係は私的所有に優越して現れてきさえるのである。かくして私的所有は抽象化され、個別化された形態で現れる。林氏が所有の一般的規定を「誰かが何かを自分のものにする」こととして定義したのであるが、まさにこれは、人—物関係として、したがって人と人との関係は契約関係としてそこから分離された形態において現れる私的所有のことに他ならなかった。

「自分のもの」という抽象化された人—物関係としての私的所有は交換関係における人—人関係によって承認される関係において成立するものであった。交換関係における諸個人の社会的関係は商品の運動の担い手として、商品の売り手または買い手として登場してくる。この売り手と買い手の意志関係が私的所有を成立させているのであるが、その私的所有を成立させている意志的關係が分離され、契約関係として現れる。私的所有を成立させている社会関係が分離されるのである。物に対する関係と人と人との関係が分離されることによって、人と物との関係が孤立化されて現れてくる。したがって私的所有は諸個人の社会的関係とは無関係に成立しているかのように現象してくる。

この点で加藤尚武氏のヘーゲルの所有論についての研究が多少参考になる。加藤氏はヘーゲルが「譲渡なくしては所有なし」ということをなんとか説明しようとして苦闘していることを「法」哲学ノートから説明されている⁶⁾。

「譲渡が所有を権利として他者に承認させるという意味をもつことを示している。ここで『譲渡』と呼んでいる過程は、ただで与えることではなくて、商品として交換するという含みで考えられている。だから『譲渡』（交換）こそ、私の内なる所有権の社会的な承認なのである。だから譲渡は所有の完成である。譲渡がなければ所有がない」（以下加藤と略記。加藤、80～81頁）

譲渡（交換）における社会関係が所有を成立させている社会的承認関係であるということが語られている。その意味では交換関係における人と人との意志関係は私的所有の成立の不可欠の本質的契機をなす。その切っても切れないその社会関係が物から分離されるのである。したがって所有は社会関係であるということが見えなくされる。これが私的所有の独自の在り方である。

冒頭において紹介した林氏の所有の一般的規定についての説明は私的所有のイメージを借りてきて述べたものであるということが了解できる。こうした「私のもの」という簡単で、抽象的（他の諸契機から分離されたという意味で）かつ個別的に所有が現れるがゆえに、この所有形態をいかなる社会にも妥当する所有の一般的規定であると誤認するのである。この分かりやすさがスターリン的所有論を普及させたといって差し支えない。奴隷所有者が生産手段を所有すればそれは奴隷社会であり、資本家が生産手段を所有すれば当該社会は資本主義社会であり、国家(=党)が生産手段を所有すれば、それは社会主義社会であるということになる。こ

6) 加藤尚武『ヘーゲルの「法」哲学』, 青土社, 1999年。

うした理論の俗流化によってこの生産手段の所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」としたのである。理論は俗流化によって普及するとはいえず、それは民衆にとっては理論的には容易には打ち破れないソ連社会主義の正当化理論として民衆に君臨したのである。

勿論、ソ連にあっては、生産手段の所有を「基礎的もしくは出発点的範疇」とする所有論に対立する有力な見解があり、それは所有の経済的内容は「生産諸関係の総体」を解明して始めて明らかになるというものである。生産関係を表現する経済学的範疇から分離された所有それ自体は意志的關係としての法律の範疇であって、固有の経済的内容を持たず、経済学範疇体系の中に占めるべき地位を持たないという見解がそれである。前者の見解を「基礎説」と呼ぶとするならば、後者の立場は「総体説」とも呼ばれているものである。この「総体説」の代表的見解はB・II・シュクレドフ⁷⁾の『社会主義的所有の基本問題—経済と法—』に示されている。ただ、この「総体説」は所有は生産関係の総体によって規定されているということを中心とするだけで、所有関係は経済的關係のいかなる表現形態であるのかを示してはいない。それは生産諸関係がどのように構造化されており、それがどのように意志的關係に現れてくるのかを示してはいない。シュクレドフの著書の「第一章 経済活動と法」は事実上ブルジョア社会を念頭において経済と法との関係をのべているのであるが、肝心の経済的内容についてはなんら語ることなく、生産関係の総体の表現だと述べるだけで、問題に神秘の衣を被せ、覆い隠している。それでも私的所有が人—物関係として現れてくるということには言及している。「総体説」が問題をどのように取り扱っているかを見てみよう。

すなわち、「占有の事実そのものは、直接には人間と物との間の意志的關係にすぎない」（シュクレドフ、21頁）ということがどのように論証されるのであろうか。

「占有は常に社会的な関係である。事実上の占有は『人間—物』の關係並びに『人間—人間』の關係を、本質的要素として前提し、自己のうちを含んでいる。これは、その物に対し、他の社会成員が自由に、何の障害もなく接近することを阻止する関係である。他の人間との關係における占有者の支配はこの点に存する。占有の客体である生産手段やその他の物は、それらの占有者の意志の排他的、独占的な発現領域となる。占有者の意識のなかでは、このことが屈折して、自分のもの、他人の意志の支配領域の外部にある対象としての物に対する関係という形をとる」（シュクレドフ、22頁）

占有は他者がその物に対し接近することを阻止する関係であって、この排他的意志支配が「占有者の意識のなかでは、屈折して」、「自分のもの、他人の意志の支配領域の外部にある対象」として現れてくるということらしい。この主張は、当該対象が他人の意志を排除した排他的意志支配であるから、それは排他的意志支配のもとにあるということ述べているだけである。これは同義反復以外の何ものでもない。シュクレドフは他人の意志を排除して自分の物だと思ってしまうらしい。他者の意志を排除して自分の物とするには社会的承認関係を必要とするのであるが、その人々との意志關係が現実に分離されるのであって、人と物との關係が人と人との關係から分離されるのは屈折した意識のできごとではない。こうした堂々巡りの論証方法は随所に見られるものである。

「客観的生産關係の発現形態としての所有は物に対する人間の実際に実現される關係と、人間相互間の社会的生産關係との統一である。しかし、この内的統一性は、物に対する關係が、人間相互間の生産關係から外的に分離されるこ

7) シュクレドフ『社会主義的所有の基本問題—法と経済—』岡・西村共訳、お茶の水書房、1973年。

とを排除するものではない。この分離はまさに次のような事実、すなわちある何らかの物が特定個人の意志の对象的発現領域となり、彼に属し、彼の所有客体であるという事実の中に、あらわれる。だからこそ社会的関係が現象の表面においては物に対する人間の関係という形をとり、自分の支配領域にある物の占有、利用および処分を行う人間の支配権として現れるのである」(シュクレドフ、28頁)

シュクレドフの主張は支離滅裂である。シュクレドフにあっては「客観的生産関係は所有の客体である物の運動という形で表現される」

(同上、28頁)のであるが、生産関係が物象化され、物の社会的関係として物が人格性をもって現れてくるのはブルジョア社会なのである。生産関係が人格的關係として現れてくるのは前資本主義社会においてである。にもかかわらず、「この内的統一性は、物に対する関係が、人間相互間の生産関係から外的に分離されることを排除するものではない」と、主張される。経済的關係、生産関係としての物象的關係がそれを担う人々の意志的法的關係から分離されるのが商品生産社会の特徴でもある。経済的關係としての生産関係と法的關係が内的統一性をもって現れてくるのは前資本制社会においてである。

こうした支離滅裂はさておいても、所有は物に対する人の関係と人と人との関係において成立していることを否定しない。この人—物關係が人—人關係から分離されるということの論証を以下の如く行っている。「この分離は、まさに次のような事実、すなわち、ある何らかの物が特定個人の意志の对象的発現領域となり、彼に属し、彼の所有客体であるという事実のなかに、あらわれる」。この文章に続いて「だからこそ社会關係が現象の表面においては物に対する人間の關係という形を」取るのだと主張される。排他的意志支配という事実を根拠として人と人との關係を排除した物に対する排他的意志支配としての人—物關係が成立するというので

ある。事実をもって論証にすり替えるというのは論証にはならない。物に対する排他的意志支配ということと「これは自分の物だ」と主張することは別のことではない。シュクレドフの主張は「これは俺の物だ」と主張することが、物に対する人の關係として所有が現れるということを主張しているにすぎないことになる。これは林氏が所有を「誰かが何かを自分のものとする」ことだと主張していることとどれほどの距離があるのであろうか。ただ、生産手段の所有を出発点に置かず、生産關係の総体を前提とするという点に大きな違いがあるのであるが、その生産關係の総体がどのように所有を成立させているのかを不問にしたままでのそうした主張なのである。結局、「総体説」は生産手段の所有の「基礎的もしくは出発点的範疇」を批判するという点では大きな前進を見せたが、その帰着は林氏と同じように所有を「自分のもの」として規定することに落ち着くことになってしまった。

ところで、物象的社会關係に規定された法的人格は一方では私的所有者として、他方では交換關係的人格的担い手として二重の役割において登場してきた。それは法的な關係としては一方では所有關係として、他方では契約關係として現れるということである。法的關係のこの二重の側面は同一人格のもとに統一されているが、役割行為としては分離されて現れてくる。私的所有者としては商品に自己の意志を「宿す」人格として、商品の交換過程を担い手としては契約關係における契約当事者として同一人格が二重化される。この二重化は物権と債権が峻別されるのと同じように区別される。

ここで述べるべきことではないが、この二重化は株式会社制度において明白に感性的にも区別されるものとなる。すなわち資本家が一方では所有者としてそれを担っていくものが株主として、商品の売買における契約の当事者を代表するものとしては法技術的に構成された法人(会社それ自体)、この法人の運動の人格的担

い手（資本関係における支配強制，指揮指導の担い手）としては経営者（役員会）というように分離されていく。いわゆる所有と経営の分離なるものは商品交換における法的関係における分離にその起点を持つものである。

近代ブルジョア社会にあつては，直接的統一において現れた社会的生産過程の諸契機が相互に分離し，独立化し，それが媒介的統一において現れてきた。この諸契機は社会的分業の発展に基礎をもつものである。この相互に分離された諸契機を媒介的に統一するものが交換価値であつた。これが法的世界においては再び分離される。物権と債権への分離の基礎は社会的分業という経済構造にある。今やわれわれは，経済構造と社会構成体との関係を説明しなければならぬ地平にきた。

4. 私的所有と市民社会及び国家

私的所有者としての法的主体の構成は交換過程の人格的担い手としての主体の構成でもつた。両者の構成は同一構造にあるが，役割行為者としては商品所有者と契約当事者として峻別されることになる。ここでは同一人格のうちに二重化されたものが未分離なものとして展開する他ないのであるが，この人格は経済的諸関係における人格として諸物象の社会的運動の人格化として現れ，この人格の意志と意識を介して物象の運動が表現される。これらの物象の諸運動はそれら諸物象自身の運動の諸形態として諸個人の意識を利用する。これが経済学的諸範疇（商品，貨幣）なのである。

私的所有者（同時に契約の当事者）は体化された交換価値，生きた等価物として相互に関係し，同一の一般的で無差別の社会的労働の代理人として等しい大きさの交換価値を交換する。相互に等価の主体としてのみ存在するから，諸人格は同等であると同時に無差別である。これが法的人格の内容であり，交換過程の担い手の遂行する経済的内容である。商品所有者と契約

の当事者は商品が自己の運動を遂行するために必要なものとして措定されている。この法的人格はその経済的内容に規定されたものとして現れ，両者は経済の領域と法の領域へと分離していく。これが法と経済の分離と言われるものである。

経済の領域とされた物象的社会関係は生産関係の物象化の産物でもあつた。すなわち商品生産における一般的社会的生産関係がその基底にあつた。この生産関係における労働は社会的分業における一分肢として存在するがゆえに，社会的諸労働の社会的関連は生産物に媒介されるほかなかつた。相互に自立的で独立した私的諸労働の複合体が社会的総労働を形成するのであるが，それが商品生産社会の経済構造をなす。特殊な労働として分化された社会的総労働という根源的主体が物と物との関係に媒介されることによって，この物象的關係が自立的主体（物象の人格化）として転倒的に現れ，社会的総労働に携わる諸人格はこの諸物象に規定され，それに従うものとして事物のごとく道具化される（人格の物象化）。物象，したがって商品，貨幣はそうした経済構造の産物であり，社会総体を形成する主体の産物である。ところが，そうした総体としての私的諸労働の総体はそうした諸物象に従属し，物象が人格性を持ったものとして主体化する。経済の世界としての諸物象の自立的世界は経済構造の産物である。この物象の人格的担い手が法的主体として現れる。私的所有は物象の社会的関係，したがって交換価値に媒介されたものであるが，より，正確には私的所有はそうした諸物象の関係を生み出す経済構造総体の産物であるというべきである。経済構造は経済の領域と法の領域の分裂，及び対立を生み出すのである。私的所有は経済構造の産物の産物であつて，そうした総体性の派生的産物なのである。私的所有はそうした派生的・二次的なものを含めた全体性において理解されなければならない。所有は生産関係の総体であるという主張によって所有を説明したとうぬぼれ

ているいわゆる「総体説」ほど無責任なものはない。問題はその総体がどのように構造化されているのかを示さないかぎり、それは何も説明したことにはならない。

経済構造は経済的世界と法的世界という対立した二重の世界を生み出す。諸労働の社会的連関が諸物象として自立化し、その自立的系が経済の世界、人々に因果的に作用する経済的要因の世界を形成する。この世界こそは市場として現れる。他方で、諸物象の運動を担う人格が法的主体として社会形成の主体として再び転倒的に現れる。かれらの形成する社会的複合体が市民社会（これも法的範疇であることに注意せよ）を形成する。市民社会を社会的複合体というのは人々相互の関係が自立的で、個別化されており、有機的結合をなしていないからである。

ここに経済と法、経済と市民社会の分離対立が現れる。この対立は諸物象の自立的系を生み出した経済構造の産物である。したがって人々は一方では商品・貨幣という自立化した諸威力によって規定されると同時に、他方では、人々は意志の力 (Macht) によって動かされ、規定されるようになる。すなわち、ひとびとは物象の力と意志の力によって規定される領域に引き裂かれる。意志の力によって規定される領域としての市民社会における支配的理念、規範は「自由、平等、所有、ベンサム (功利主義)」である。この法的範疇としての市民社会において、人々は共通の意志、利害、すなわちその特殊利害に普遍性を与えるべく同意組織化を行い、それを法律、あるいは制度に高めようとする。それは政治の領域を形成する。かくして市民社会は同意組織化の世界、種々の諸団体が対立または協調する世界としても現れる。こうした市民社会を統合し、その統合化の方向を指し示す道徳、すなわち人々がその助けを借りて世界を解釈する規範的道徳と世界観が支配集団から提供される。

かくして市民社会、意志の力によって規定さ

れる世界が種々の分野（法、政治、道徳）に分化していく。かくして社会総体は相互に自立化し、対立する種々の分野に分化し、市場という物象の力に規定される世界もそれらに対立する一分野として現れてくる。社会が様々な側面に分裂し、自立化し、それらが人間活動を規定する種々の力、抽象物として現れてくる。経済的要因としての物象的力が他の諸力に対して対立して現れてくるということは資本主義社会という歴史的に特殊な段階にのみ妥当するものである。その中でも独自であるのは、経済的要因における力が相対的優位性をもって現れてくる点である。この相対的優位性を特権的優位性として理解するのもこの社会の独自性でもある。この特権的要因として現れてくる経済の自律性とは物象化された社会的連関の自立性であって、それ自体、経済構造から説明されなければならなかった。

古典古代には政治が、中世にはカトリックが優越性を示し、近代ブルジョア社会では経済が優越的である、したがってマルクスが言うところの経済が土台として他の諸要因に対して規定的要因をなすという所説は全ての時代には妥当しない、としてマルクスを非難する見解が理解している経済とは経済構造の産物としての物象的諸関係が示す自立的系のことであった。政治、カトリック、経済が優越性を示すということ自体経済構造から説明されなければならないことであった。経済構造という人間活動の所産が物象化し、自立的な力として現象してきたものが、土台として社会総体＝経済的社会構成体を形成するものとして考える点に以上の問題がある。それは経済的要因（物象的諸関係の力）という派生的・二次的なものが社会総体を形成するものと考えているのである。

以上の経済・市場の他の諸要因に対する相対的優位性を特権的優位性として考え、派生的なものを土台として理解する立場を経済主義、経済基底還元主義と呼ぶならば、それは物象的運動に振り回される物神崇拜的社会把握からくる

ものである。経済的要因としての物象的力の特権性を主張するならば、当然、法や政治その他の人間活動を規定する諸分野から当然その独自の対抗力を主張することになる。経済の特権的優位性なるものは社会構成体内部での相対的優位性のことに他ならない。

他方、経済の特権的優位性という立場、物神崇拜的社会把握の立場からの市場に対する批判も派生的・二次的なものに対する批判にすぎない。今日、社会主義の崩壊はあらためて市場経済の強靭性を人々の脳裏に叩き込んだ。だが、市場経済がもたらす災厄、弊害も人々の記憶に残っている。市場経済を無視するわけにはいかない、市場経済は重要だということは社会主義の崩壊が教えるところであり、その重要性ということが実体化される。かといって市場経済は現実の資本主義において種々の災厄をもたらしている。かくして市場の重要性ということに抽象的に対立することになる。すなわち倫理的要素、制度的要素によって市場の暴走に歯止めをかけるというのがそれである。市場経済の暗い側面と明るい側面のうち、暗い側面を訂正しながら、市場経済に依拠し、経済発展を進めていく。これが経済の進化というわけだ。市場経済の明暗とともに経済構造の産物であり、同じ過程の両側面である。したがって両側面の一方のみを切り離して取り扱うことはできないものである。市場経済への批判は派生的なものへの批判であって、この批判は経済構造全体にまで進まなければならない。

経済的要因としての市場に歯止めをかけるものとしての諸要因（法、政治、道徳）でもって経済的要因、市場経済を批判し、経済的要因による支配からの人間の解放を構想するということは、人々の生活の社会的生産過程という総体的な経済構造から派生し、物化され、相互に分立し、対立した諸活動またはその生産物に社会発展の原動力を求めるということになる。それは派生的なものによる派生的なものへの批判ということであって、それら生み出す根源的なもの

は手つかずということになる。

特権的要因として経済を理解する経済主義は経済的社会構成体がどのように形成されるのかを不問にする。それは社会構成体を形成する経済構造と、その経済構造によって形成された経済的要因を混同する。経済構造の派生物を他の諸要因の規定者、特権的要因として理解するならば、社会構成体全体は経済が他の諸要因を規定する舞台として現れ、社会構成体それ自身は所与のものとされ、結果的に中立的なものとされる。同時に他の諸要因も経済的要因に対立するものとして現れ、社会構成体とは様々な諸要因が相互に相対的自立性をもって相互に対立し、人間は多様な諸要因によって規定されるものとなり、多元主義がそこに生み出される。こうした多元主義に基づく社会学主義が横行することになる。

経済構造と経済的要因との混同は深く我々に浸透しており、それが多くの理論的混乱をもたらしているという事は事実である。すなわち土台—上部構造における理解において土台を経済構造の物化された形態にのみ極限する理解がそれである。この土台と上部構造の区別を一方が意識を通過しないで形成される関係、他方を、意識を通過して形成される関係として理解するレーニンのような立場がある。こうした意味において土台を理解するならば、土台からは意志的、意識的要素は徹底的に排除されなければならないことになる。なぜなら上部構造は土台の反映であるのだから、土台に意識が含まれるのであれば、上部構造は意識を反映した意識ということになるからである。こうした理解に対して当然、土台の理解において意識を持ち込んで理解しなければならないという批判が出てくる。だが、それは行き過ぎを生み出すことになる。すなわち土台に意識を持ち込んで理解するというのが、商品に自己の意志を宿す行為としての法的行為をも土台のうちに算入することになる。すなわち、上部構造に属するものを土台に組み入れるということになる。

しかし、問題は意識を土台に含めるかどうかということではない。経済的要因とそれに対立する上部構造における諸要因を形成したのは経済構造であり、それは人々の対象的实践、社会的労働の総体からなるのであるから、そこに存在するのは意識、意志を持った現実的諸個人である。したがってそこに意識や意志を持ち込んで理解しなければならないというのは蛇足である。確かに、経済構造から疎外された物象的諸関係は人々の意識、意志から自立化したものであるから、その物化された形態に意識は関与せず、逆にそれによって意識は規定される。問題なのはレーニンの理解する土台は対象的实践の物化された形態を指示しており、それを形成した人々の経済構造における対象的实践を度外視している点にある。レーニンにあっては土台は意識から自立化した領域であって、それが意志関係によって形成される上部構造の領域を形成するものとされている。土台の理解に問題があるとはいえ、意志関係によって形成される上部構造の強調は意義あるものである。

上部構造は何よりも意志・意識をその出発点に持つ。マルクスはその『ドイツ・イデオロギー』において、対象的实践を遂行している現実的諸個人からではなく、意識、表象、観念から出発するものをイデオロギーとして定義している。誤った見解とか、教条をさすのではなく、意識から出発するという点では極めて拡大されたイデオロギーの理解である。この意味では上部構造全体はイデオロギー的領域として定義しうる。そうしてそれらの総括としての公的権力＝国家はイデオロギー的権力として自立化するものとなる。重要なのは土台と上部構造の分裂、対立ではなく、何がその分裂を生み出すのかということである。それは何が社会総体（社会構成体）を形成するのかという革命的な問いでもある。

我々は以上の土台・上部構造という分裂をさしあたり相互に独立な私的諸労働の複合体に求めたのであるが、この社会的総労働の在り方

は、資本制的生産様式のもとでの労働、及び資本主義的私的所有の考察において資本主義的経済構造として本格的に考察されるはずである。人々の意志と意識をもった対象的实践の総体の所産が、自立化し、それらが自立的諸力として外面的に対立するのは、分業という形態で遂行される経済構造にあるという指摘で満足しなければならない。我々はまだ単純な商品流通のことしか知らないからである。

市民社会＝ブルジョア社会にあっては経済的要因が相対的優位性を持つてくるとはいえ、人々の活動の所産が種々の側面に分裂し、それらが、人間活動を規定する種々の力として外面的に対立する。これらの社会の各分野を媒介的に総合・総括する包摂的主体が国家（公的権力）である。この公的権力としての国家（狭義の国家）によって総括されたブルジョア社会が国家（広義の国家）である。ブルジョア社会が国家という形態を纏うのである（国家形態でのブルジョア社会の総括）。市民社会＝ブルジョア社会において経済、法、政治、道徳という外的に分化し、対立する諸契機が公的権力によって総合され、その総括された全体が国家という最高の表現を受け取るのである。

最高次の包摂的主体としての国家において私的所有は法律という表現を受け取る。私的所有が法律的表現を受け取るということはブルジョア社会が国家形態を纏うということの表現でもある。そこにおいて法的権利は法律という形態において社会的承認の最高次の表現を受け、今や法律が私的所有を規定するという転倒が生じる。先に指摘した法律がすべてであり、法律に一切の正当化の根拠を求める法実証主義の考え方が妥当するようになる。法律にまで結晶化する過程の全体像を理解するには「国家形態でのブルジョア社会の総括」にまで論理を展開していかなければならない。

法律という形態において始めて法的概念としての私的所有が認められるのであって、前法律的な権利のレベルを経済的所有とする林氏の主

張を先にみてきたが、これは法実証主義そのものの考え方であり、それは林氏の意図に反して法律や国家に一切の根拠を求める弁護論に墮すことになる。我々は「国家形態でのブルジョア社会の総括」という最高次の次元において法律をみてきたのであるが、ここで前法的レベルにおける権利が総括的・包摂的主体としての国家（公的権力）によって総括され、法律という規定をうけとる。この法と法律との関係の考察は私的所有と国家の関係がいかなるものであるのかを明確にするはずである。

法的範疇としての市民社会は法的主体（人格）としての諸個人の複合体であった。それは法的主体の意志、意志関係を起点とするものであった。その法的主体は権利主体としてその特殊要求に普遍性を付与し、普遍的効力を持たせ、法律という形態を与えようとしてその力（Macht）を押し出してくる。その要求が特殊的要求であるというのは対立する諸個人、諸集団が存在するからである。したがって成立する法律というのはその内実における社会的勢力（Die gesellschaftlich Mächte）の対立する力関係の反映である。そこにあるのは特殊と特殊の対立であり、一方の特殊が普遍性という承認を賭けた闘いである。単純な流通しか知らないこの場で述べることではないが、階級闘争というものについて注意を喚起しておきたい。

階級闘争というのはそれ自体として現れてくるのではない。それが現れてくるのは法的権利主体が登場する法的世界としての市民社会においてである。それ以外の登場の仕方があり得ないのであり、必ず法的主体として登場し、利害関係は権利対権利の関係として現れる。それは工場の中で行われれば、それは経済的行為としての階級闘争であって、一步でも工場の外に出れば、それは権利対権利の闘いとなるというわけではない。意志的關係に媒介されて表明される対立（それ以外の現れ方はあり得ない）はそれが工場の内外にかかわらず、権利対権利の法的関係として現れる。これが物象的關係とそれ

に媒介される意志的關係の区別である。意志的要素の世界は物象的世界としての経済の領域と徹底的に区別されなければならないのである。これを不明確にしていることがすべての躓きのもとである。権利対権利の関係は公的権力が調停、和解という形式において解決する。その調停、和解において成立するのが法律であり、そこに公的権力による総括があるのである。

この点は標準労働時間の決定におけるマルクスの指摘が参考になる。

「ともに等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利との間では暴力が裁決する」（傍点は唐渡。『資』、411頁）

ここで権利対権利の関係を裁決する暴力（Gewalt）には二重の意味が込められている。それは階級闘争における力（Gewalt）による解決という意味とそれを調停、和解する公的権力（Öffentlich Gewalt）の力（Gewalt）という意味である。権利対権利の関係として現れる法的関係の内容は階級間の力関係である。その力関係に応じて標準労働日が決定される。標準労働日は公的権力による法律という形態において決定される。それは権利対権利の関係を調停、和解させることによって公的権力は対立する両項を統合し、国家のうちに宥和し、総括するのである。法定労働日は国家の総括の表現である。それが法律に結実していくかどうかはともかくとして、権利を主張し、それを公的に表明していく行為は法的行為である。その権利、要求が経済的諸関係から直接に発生するものであっても、そこで発生する意志を起点とする行為は法的行為であり、その法的行為において同意組織化していくことが政治である。権利に普遍的効力を与えるには賛同者を必要とする。政治とは同意組織化（グラムシ）における闘いである。階級闘争が政治的形態をとるということは以上のことをさす。政治も法的主体を前提にしている。

「国家形態でのブルジョア社会の総括」とは対立する諸勢力を和解させ、調停し、統合して

いく公的権力が媒介的。包摂的主体としてブルジョア社会を統合し、総括していくことである。ブルジョア社会における包摂的主体はまずは生産と交換を支配する交換価値であった。それは更に資本によって内容、土台を与えられる包摂的主体となる。包摂的主体としての資本は産業資本を媒介する商業資本に、さらにそれらの資本を媒介する銀行資本へと転倒的に転化していく。さらに法的意志関係の場面では、内容的には資本の運動であるものが単なる商品・貨幣の運動として現れ、この単純流通に媒介されたものとして意志関係がそれから分離されたものとして現れる。ここでの包摂的主体は最終的には公的権力としての国家にまで転化していく。媒介的・包摂的主体の上向的展開において包摂的主体はブルジョア社会の国家形態での総括においてその最高の表現をみる。その総括という事態は押し出されてくる法的形態を持った特殊な要求、権利が法律という一般的に承認される形態をとるという形式において表現される。法律には対立する諸勢力の意志関係としての力関係が表現されている。そこには調整され、修正され、制限されたものが法律となっている。前法律的権利としての特殊な権利、要求は調整されるという形式をもつとはいえ、それは制定される法律のうちに表現される。制定法としての法律の形態をとった所有権法も総括の一構成部分をなす。しかし、一端、法律が確定されるや法律が私的所有を含めすべてを確定するかの転倒が生じる。国家や法律という権威がその効力の源泉として現れる。

林氏は「法的概念としての所有」について説明したところで、「権利を明文化して確認し、これに社会的拘束力を与えたものは法律である」と述べていた。法的概念としての所有はこうした法律の次元で確定されるものであった。そうして林氏は法律に確定される以前の行為は経済的行為であり、それを「経済的関係としての所有」としていた。前法律的なものは法的概念ではないということになれば、法律として確

定されるまえに10時間法を掲げて闘った労働者の要求や権利は法的なものではないということになる。しかしその権利は10時間法という法律の中には不十分とはいえ貫徹されている。それが法律という形態になったとたんに法としての身分を獲得するということになるらしい。法律として確定しなければ法としての身分が認められないということになれば、普通選挙権のような歴史上民衆が様々な権利を掲げて闘ってきたことは法的行為ではないことになる。これでは法は議会で認められた時点から成立することになる。林氏に限らず、経済的所有を語る者は法・権利が調整され、法律という形態をとるということ、その認識のためにはブルジョア社会の総体の認識を目指す国家論が必要なのだということに自覚してほしいものである。

5. 自己労働に基づく所有と私的所有

既に述べた如く、自給自足する個人が社会的接触から遮断されたところで、自己の生存手段を生産する場合、個人の生産はなんら社会的性格を受け取らない。その生産物と労働も社会的なものとしては承認されない。そもそも社会的接触のないところで社会的関係は成立しようがない。領有＝取得が所有となるにはそれが社会的諸関係に媒介されなければならなかった。自己労働に基づく直接的な所有という主張は非商品生産社会の労働と商品生産社会の労働との同一視からくる。自己労働によって直接的に領有する場合の労働は他者との関係に媒介されないがゆえに、非商品生産社会の労働である。だが、これに人々は所有の根拠を求めた。

「近代の経済学者たちはみな、より経済学的な仕方ですか、より法学的な仕方ですかは別にして、自己労働こそが本源的な所有権源であると言明し、自己労働の成果に対する所有こそがブルジョア社会の根本前提であると言明するのである」(原初稿, 111頁)

だが、労働によって直接に所有しようとする

労働はブルジョア社会には存在しないがゆえに矛盾に陥る。

「リカードゥに至る古典派経済学者たちはみな好んでブルジョア社会それ自体から生じる先の観念を確かに、一般的法則として認めようとするのであるが、この法則が現実を実現する時期は、まだどのような所有も存在していなかった黄金時代だけに限定しようとするのである。例えばポアギューベールのようにいわば経済的墮罪以前の時代だけに限定しようとするのである。その結果奇妙な結論が生じ、ブルジョア社会の領有法則が真理性を持つ時期はブルジョア社会がそれ自体がまだ存在していなかった時代へと移しかえられなければならない、所有の根本法則〔の妥当する時期〕が所有の存在していなかった時代へと移しかえられなければならないことになる」(同上, 111 頁)

自己労働に所有権源を求めることがブルジョア経済学の根本前提であるが、それを適用するとなるとブルジョア社会が存在していなかった時代をもちださなければならないという矛盾に陥る。なぜ、この自己労働に基づくという観念に固執するのであろうか。

私的所有は、交換関係に置かれた商品が交換手段としてあらわれているがゆえに、商品交換の当事者にとってはその商品は非使用価値であったものが他人の商品を領有する手段として現れる。かくしてその商品と交換の当事者との関係が形成される。それがどのようにして入手されたかにかかわらず、まずはそれに対して排他的に自己の意志を置き入れることによって「私のもの」という関係が成立するのであるが、それは交換当事者達の相互承認を必要としたし、究極的には法律という社会的承認を得る必要があった。法による法の、法的権利の法的承認によって社会的妥当性をえる。だが、この「私のもの」という事を相互承認する関係は契約関係(債権債務関係)として分離されるから私的所有はまさに人と物との直接的関係において成立するかのよう現れる。したがって人と物との

関係は排他的な意志支配としての意志の力(Macht)によって支えられるものであり、それはさらにはこの力はそこへと反映されている公的権力の力(Macht, Gewalt)に依存しなければならなかった。したがって究極的には意志の力であって、それは実力(Gewalt)をとおしても維持せんとするものである。しかし、力に依存するということは根拠は極めて薄弱である。力に依存するものはより大なる力(戦争とか革命)のまえには譲らざるをえない。

私的所有はより確固とした正当化原理を必要とする。私的所有は何よりも持たざる者に対してその正当性を主張できるものでなければならない。幸福な者は不幸な者に対してその幸福を正当化し、擁護しうる幸福の弁論を必要とする。それは弁論的イデオロギーがいつも提供してきた。私的所有、私有財産という現実を過去の労働に求めるという論理は一般に現状を肯定し、現状を維持せんとするイデオロギーに共通なものである。現状を追認し、それを擁護せんとするイデオロギーはその現実をもたらしした創業の出来事、創業者の行いにその根拠を求める。この現実是谁が作り出したのか、だれのお陰で今のこの現実があるのかということである。現実の正当化イデオロギーは伝統の威力にもたれかかる。

聖書が創世記から始まるのは理由のないことではない。日本の天皇制もしかりである。それが現実から遊離し、どんなに荒唐無稽であろうとも、現状肯定のためにはそうした創業の出来事と創業者を必要とする。偉大なロシア革命とレーニン、ピューリタン革命とクロムエル、抗日戦争と毛沢東、あるいは金日成、これらの創業の出来事と創業者は偉大な文化的価値として人々の精神生活を支配し、その名の前では矮小な民衆はひたすらひれ伏す他ないのであり、支配集団はこの偉大な文化的価値にもたれかかる。この現実には創業の出来事からの時間的断絶があってはならず、それは今日に至るまで連続と持続していなければならない。支配集団は自

己の正当化のためには創業者を徹底的に利用する。これにとって替わるためには創業者を再解釈する神学論争を必要とする。あるいは当該体制そのものを解体するには創業者ともどもに打倒されなければならない。「レーニン像を倒せ！」

私的所有は人—物関係として現れるが、この人と物との間に自己労働という観念を挿入することによって主体と物を結びつけるというのである。どこかの時点で誰かが労働を行っていただければよいわけで、その成果を遺産相続という形であれ、継承していくものに自己労働という創業の出来事は持続し、時間的な断絶がないかぎり人と物との関係を持続させるというわけである。自己労働に基づく所有とは以上のイデオロギーの系譜に属するものである。

だが、自己労働に基づく所有というのも根拠としては矛盾を抱えるものである。近代における個人とは、何ものにも服属せず、自己の良心以上の権威を一切認めないという主体性を持った個人である。自己が自己に対して主体として振る舞うということは、自己が自己の身体を自己に属するものとして振る舞うことであるから、その身体の振る舞いとその産物も自己に属するということになる。この自然法的説明でもって自己労働に基づく所有を根拠づけるといっても、自己労働に基づく所有の前提には自己の身体に対する所有という私的所有を前提にしている。これは奴隷が自己労働を発揮していたとしてもその身体は生産手段として奴隷所有者に属するものであることから理解しうることである。かれの身体が奴隷主の物ではなく彼自身のものであるという事は社会的承認の関係を必要とする。結局、自己労働に基づく所有は私的所有を根拠にしているのであって、私的所有は私的所有によって根拠づけられることになる。先に法の世界の領域において、私的所有の存立根拠は説明できないということを述べてきたが、そのことをここであらためて想起すべきである。

自己の身体を自己の活動の主体的条件として自己に属するものとして振る舞う領有＝取得という活動においてその産物が領有されたとしても、それは所有ではないのである。それが所有されるには社会的承認の関係、すなわち人と人との関係（この関係がどのようにもたらされるのかは別として）を必要とするのである。自己労働を持つてくるということは私的所有の説明にはならないのである。にもかかわらず、これがやはり妥当するのはこの自己労働において観念されている労働が当該ブルジョア社会の労働に通じるものがあるからである。

他者との対立的関係を持たない自己労働は非ブルジョア社会の労働であるが、それがブルジョア社会の労働と同一視されて登場してきている。ブルジョア的に解釈される労働とは「苦痛と困難 (toil and trouble)」として現れる労働であり、それは人々の日常的な実感である。かかる労働の代償が私的所有というわけである。ここにあるのは投下—回収という資本主義的生産における投下理論である。自己労働に基づく所有とは一皮むけば、苦痛と困難という労働の報酬への執着、食欲が語られているのである。それが自然法的説明という洗練されたものに加工され、私的所有とそれを享受する市民社会の正当化原理、統合原理をささえるものにまでたかめられたものである。投下—回収という資本主義的生産に囚われた投下労働価値説なるものをマルクスの労働価値説と同一のものとみなす見解は、それがどんなに善意に溢れたものであっても、一笑に付すべきものなのである。

自己労働に基づく所有は古典派経済学の投下労働価値説と同根の労働観に帰因するものであった。この両者の関係を考察するには現象学的吟味が必要である。古典派経済学にとって労働が価値になるということは自明のことであった。だが、どうして労働が価値になるのかということは自明のことではない。労働が価値になるには商品生産における一般的・社会的生産関係に媒介されなければならないということは思

いもよらないことであった。それでも彼等はかれらなりの価値抽象を行うことができた。商品の価値の認識には使用価値の捨象が必要である。使用価値の捨象は商品の物体そのものの捨象であり、あとには何も残さない。それでも彼等には何ものかを所有しているという観念だけは残っている。その何ものかを補償するのがその物の生産のために苦痛と困難という労働を費やしているという観念である。それが彼等にとっての価値である。かかる労働の代償がその物への関係を補償しているのである。それが同じような苦痛と困難を支払った他人の商品と交換しうる根拠ともなるのである。同じ苦痛と困難を費やしたものとして等しいということである。

過去の自己労働がそこに投下されているという関係に媒介されてその生産物との関係が形成されるのみならず、他人の生産物に対しても原始的購買手段、したがって、他人の生産物を支配し、領有する労働（支配労働価値説はここからくる）としての意義を受け取る。投下労働価値説を投下一回収というブルジョア的原理にしたがって構成するその同じ論法が自己労働に基づく所有にも適用される。自己労働に基づく所有はかれらなりの等価交換の法則的説明であったのである。したがってそれは同じ苦痛の交換、労働と労働との交換として商品交換の社会的法則として実体化される。

ブルジョア経済学は私的所有を生きた現実的諸個人の対象的実践からではなく、自己労働に基づくという観念から出発した。諸個人の社会的存在からではなく、意識、観念、表象から出発するものがイデオロギーであった。それは現実の正当化イデオロギーであるばかりか、市民社会における諸個人を国家へと統合するものでもあった。それは包摂的主体としての公的権力の正当化イデオロギーとしても機能するものであった。かかる現状肯定のイデオロギーは創業の出来事からの時間的連続性を必要とした。その時間的連続性が遮断されるならば、創業の出

来事は正当化原理としてはその機能を遮断される。私的所有、私有財産は遺産相続というかたちでその成果が子弟に継承される。自己労働に基づく所有は永遠の法則として、すなわち遺産相続によってむしろ不滅のものとして確証されることになる。

「遺産相続やそれに類する法的諸関係は、貧困と富裕化というかたちで生じる不平等を長引かせることはできるが、しかしこれとても社会的不平等を侵害するものではない。個人Aの最初の関係が社会的平等に矛盾しないとすれば、個人Bが個人Aにとってかわって最初の関係を永続させるとしても、そのことによって社会的平等との矛盾が〔新たに〕生み出されることは、確かにありえない。遺産相続などの法的関係はむしろ、生命の自然的限界を越えて社会的法則を貫徹させるものであり、自然の偶然的な作用に抗して社会的平等を確保するものである。その上、この〔遺産相続の〕関係においては個人はただ貨幣の固体化にすぎないから、貨幣それ自体が不滅であると同様に、個人そのものもまた不滅である」（同上、133頁）

ブルジョア社会にあっては自己労働に基づく所有はかくして永遠の法則なのである。

ところで、マルクスの『経済学批判 原初稿』を特権的に研究しうる立場にあるMEGA編集部も、当該「単純流通における領有法則」には格別の意義を認め、自己労働に基づく領有に関してマルクスの叙述にコメントを寄せ、我々に解説してくれている。編集部は理論的水準がどんなものか拝聴させて頂こう。

「ブルジョア経済学は、ブルジョア社会における生産者達の自己労働こそは私的所有の源泉であり、基礎であるという幻想を抱いている。それとは反対にマルクスはブルジョア社会におけるこの幻想が私的労働と抽象的に一般的な労働との矛盾に基づいていることを論証した。かれは次のように書いている。すなわち、個人が自分の『私的労働を一般的労働として』（本書53ページ〔翻訳書120ページ上段〕）実証する

のは個々の個人の労働が社会的労働総体のある特定の部分をなすことによってである、と」(同上, 18頁)

私的労働と一般的労働との矛盾が自己労働を私的所有の源泉にしているという幻想を生み出しているなどはマルクスはどこにおいても主張していない。だが、そのように述べた以上は上記の矛盾がどのようにして自己労働に基づく所有という幻想を生み出すのかを示す義務がある。編集部説明は支離滅裂である。「私的労働を一般的労働として」実証するのは「私的労働が社会的労働総体の特定の部分をなす」ということによってある」と主張することがどうしてかの幻想を生み出すことの説明になるのか。

「私的労働が一般的労働として」実証されるのは、生産物交換においてであって、「私的労働が社会的労働の特定の部分をなす」ということもその生産物交換において実証される。両者は同じ自体についていっているのであって、同義である。同義反復を繰り返すことによって論証している積もりなのである。

編集部が私的労働と一般的労働の矛盾を語るのそれはそれ自体問題があるわけではない。しかしそれは生産物交換という物象的關係に媒介されなければならないということを経験していなければならない。私的労働を一般的労働に関連させるのは、すなわち私的労働を社会的労働総体の特定の部分にすのはその生産物を交換価値にすることによってである。私的労働が社会的労働総体の一分肢として存在するということはその生産物が交換関係に委ねられ、交換価値に包摂されることによってである。それはその生産物が交換価値として構成され、その生産物を交換価値の担い手として交換手段にすることであった。編集部は事実上私的所有の存立構造の解明の入り口に立っていたことを理解して

いなかった。見てはいたが、それが何であるのかを知らなかった。この私的所有の存立構造の解明の土台の上で、かの幻想、仮象性を批判しうるのである。

ブルジョア経済学は商品生産社会を自明で絶対的な前提として考えているから、そこであるがままに現れてくる労働を自明のこととし、その労働を社会形態に関わりなく妥当する労働として考えた。その労働が交換関係に媒介されて始めて登場する労働としてではなく、直接にその労働を前提にしたことがかの幻想を生み出したのである。自己労働として現れてくる労働は交換関係、交換価値に媒介されて始めてそこでの労働は私的労働、したがって自己労働として措定 (Setung) されるのである。前提 (Vorusetng) は措定 (Setung) され、結果としてすなわち媒介されたものとして示されることによって始めてその基礎を得る。MEGA 編集部は自己労働という前提の根拠を別のものに求めたことによって支離滅裂を演じた。かくして私的所有も自己労働に基づく所有も訳が解らないものとして神秘化される。こうした私的所有を神秘化する取扱いが私的所有をそれ以上問うことのできない自明なものにしてきた。これが林氏や川島氏が生産手段の所有を生産関係の土台とし、そこでの生産手段の所有における所有を自明なこととしてまかり通させてきたのである。こうなれば、MEGA 編集部のようなどんな主張でもまかり通り、それを押し頂くことになる。

以上で、私的所有の基本構造について述べてきたが、私的所有を更に資本主義的私的所有として展開しなければならない。だがそれは別稿に期す他ない。